

平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 3 号
兵庫県立大学工学部履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学部規程（平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 1 号。以下「工学部規程」という。）第 31 条の規定に基づき、学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(履修願の提出期間)

第 2 条 履修願の提出期間については、4 月初め及び 9 月下旬に指定する。

2 前項に指定する期間内に履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。ただし、特に教務委員会においてその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(履修願の変更)

第 3 条 願い出た科目の変更は、4 月下旬及び 10 月中旬の指定する期間内に履修修正願の提出により認める。また、時間割を変更した場合にも認める。

(履修願の遵守事項)

第 4 条 履修願は、次の各号の規定を遵守のうえ、提出しなければならない。

- (1) 同一科目が学科別又はクラス別に開講されている場合は、所属学科又はクラスの配当時間に履修すること
 - (2) 再受験科目の取扱いを希望する者は、その科目の担当教員の承認を得て、制限科目数の範囲内で申請すること
 - (3) 卒業研究履修者で、卒業研究の時間に他の科目を履修しようとする場合は、卒業研究指導教員の承認を得ること
- 2 前項の規定を遵守していない場合は、原則としてその科目の履修を認めない。

(定期試験等)

第 5 条 定期試験は、工学部学年暦に示す期間に行う。

- 2 定期試験を行わない科目についての評価は、実験、実習、論文、レポート等による。
- 3 不合格者に対する再試験は行わない。
- 4 定期試験等において、再受験科目の試験と他の履修科目等の試験の日時が重複する場合、そのうち一方の科目の試験を他の日時に特別に行うなどの措置は原則として講じない。

(教育実習の履修)

第 6 条 教育実習を履修しようとする者は、履修の前年度の指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出をした者は、教育実習を履修しようとする中学校又は高等学校において速やかに実習受入れの内諾を得、内諾書を9月末までに学務所管課へ提出しなければならない。
- 3 第2項の内諾に基づき、実習校を決定する。
- 4 教育実習を履修するには、次の条件を備えていなければならない。
 - (1) 卒業研究履修許可者であること（又は卒業研究を修了していること）
 - (2) 特別な事情がある場合を除いて、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低必修単位のうち、3分の2以上の単位を修得していること
 - (3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低必修単位のうち、3分の2以上の単位を修得していること
 - (4) 教科指導法Ⅰ・Ⅱ（理科・数学・工業のうち免許を取得しようとする科目のもの）の単位を修得していること
 - (5) 中学校教員免許（理科・数学）取得希望者については、「介護等体験」の単位を修得していること

（介護等体験）

第7条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状（中学一種）の取得を目指す者で「介護等の体験」を行い、教科又は教職に関する科目としての単位を取得しようとする者は、履修の前年度の12月に指定する期間内に、学務所管課に願い出なければならない。

- 2 社会福祉施設等又は特殊教育諸学校からの受け入れに関する通知又は承諾があった者は、当該実施団体の定めるところにより「介護等の体験」を行わなければならない。
- 3 原則として、教職科目のうち、介護等体験と教育実習を同じ年度に履修することはできない。

（規程の改正）

第8条 この規程の改正は、工学部教授会の意見を聴いた上で工学部長が行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関して必要な事項は、教務委員会において別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月18日一部改正）

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 19 日改正)

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

令和 5 年度以前の入学生は、なお従前の例による。